特集号

保健福祉計画・介護保険事 業計画(素案)

(発行日)毎月1日・11日・21日

介護保険事業計画の素案にご意見をお寄せください~ ~保健福祉計画・

15年度~19年度の保健福祉計画・介護保険事業計画の素案の概要をお知らせ します。区民の皆さんにご意見をいただき、よりよい計画の策定をめざして います。問い合わせは、「保健福祉計画」は保健福祉部管理課、「介護保険事 業計画」は高齢者施策課へ。

◆ご意見をお寄せください◆

ご意見は、ハガキまたはファクスFAX3312 2197で、11月29日までに保健福 祉部管理課または高齢者施策課へお願いします。

区ホームページにインターネット電子掲示板を開設します

計画の素案について、意見を書き込むことのできる電子掲示板を開設し ます。ぜひご意見をお寄せください。

> などにより、保健福祉を取 制度改正や規制緩和の進展

会福祉基礎構造改革に伴う

健康増進法の成立、

社

【開設期間】10月11日金~11月29日金



計画

一改定の

趣旨

さらに、

13年度からは行

障害者計

介護保険事業計画

健康増進計画 (15年4月

基づく新たな行政計画を策

施策の充実に努めていま 区はこれに沿って保健福祉 応できるよう、三年ごとに 環境の変化などに柔軟に対

> に、21世紀ビジョンに掲げ に的確に対応するととも

ることとします。

この計画は、杉並区21世

の保健福祉施策のサービス

保健福祉行政の推進環境も 組織体制を整備するなど、

大きく変容しました。

また、三年 19年度まで

い、次の五

このため、これらの変化

目標を示したものであり、

福祉計画」を策定しました。 期間とする「杉並区保健・ 度~16年度の五年間を計

祉施策を一体的に展開する

母子保健計画 児童育成計画

計画期間は、15年度から

分野を従来の四部体制から 政機構を再編して保健福祉

1

· 日施行

一つの部に統合し、保健福

この計画は、21世紀初頭

画を策定することとして 見直しを行い、次の五年間 を計画期間とする新たな計 また、急速な社会経済

> 並区保健・福祉計画」の改 をめざして、これまでの、杉 る「健康都市杉並」の実現

どもから高齢者まですべて 紀ビジョン」に基づき、子

心して健やかに 健康都市杉並」

保健福祉施策の一体的

推進を意図して「杉並区保 定を行います。 健福祉計画」とします。 なお、新たな計画の名称

る基本理念のもとに策定し

を実現する 生活できる の人が、安

ため、次に掲げ

した現在、

計画策定以後三年を経過

本格施行、

社会福祉法の改 介護保険制度の

画 I の 性 格

のです。 けて実施すべき施策・事業 政計画や予算の中に位置付 野の指針であり、今後、行 画) 改定の際の保健福祉分 政計画 (基本計画・実施計 の方向性と優先性を示すも そのほか、 保健福祉計画は、 法律通知等に 重され、 ことを すべての区民の人間性が尊

まな変化が生じています。

また、この間、少子高齢

り巻く社会情勢にはさまざ

② 自 立 の 促進

何

人権が保障される よりも優先しま

達成する 意欲と能力に応じて主体的 に社会参加し、自己実現を すべての区民が、個々の ことができるよ

2面につづく

ジョン」を制定し、

それに

老人保健計画

基本構想「杉並区21世紀ビ

方、区は12年9月に、

れています。

やあり方にも変化が求めら

基づく以下の計画の性格を

持っています。

地域福祉計画

(15年4月

1日施行)

し、保健福祉サービスの質

民の生活様式は一層多様化 く経済不況などにより、区 化や女性の社会進出、長引

います。 冊三〇〇円で販売して もご覧になれます。 所西棟二階)、区民事務 保険事業計画 (素案) か、区ホームページで 祉事務所、保健センタ 所、区民センター、福 は、区政資料室 (区役 などで閲覧できるほ 区政資料室では、

区の行 障害のある人もない人も、 子どもから高齢者まで、

基 本理念

の尊重

保健福祉計画・介護

う、個人の自己決定を尊重 生活を送ることができるよ た地域で生きがいのもてる ビスを選択でき、住み慣れ 意思で必要な保健福祉サー とする新たな計画を策定す 年間を計画期間 目に見直しを行 の五年間です。

④自己決定の尊重 すべての区民が、自己の

上を重視します。 できるよう、生活の質の向 感できる生活を送ることが で文化的な真の豊かさを実 生活様式に対応した、健康 すべての区民が、多様な

保健福祉の政策・施策・ 健康都市杉並」 事業の体系、 の実現をめざす保健福 仙分野の基本的・

保健福祉計画は、「

到達目標を明らかに するものです。 総合的計画として、

う、一人ひとりの自立した ③生活の質の向上 生活を大切にします。

目標

子どもから高齢者まですべての人が、安心して健やかに生活できる「健康都市杉並」をめざす

基本政策と内容

基本理念および主要課題に基づき、区は次の方針で政策を推進します。

I 未来を拓く子どもたちが育つま ちをつくる

妊産婦・乳幼児期から青少年まで、子どもたちが健やかに成長する ためのサービスや環境整備を進めるとともに、安心してゆとりある子 育てができるよう、子育てを支援するための取り組みを推進します。

- I 1 子どもたちが健やかに 成長するために
- ①妊産婦・乳幼児期保健対策の 推進
- ②障害児支援の充実
- ③児童活動環境の整備
- ④青少年が健全に育つ社会づく リ)
- 5 多学齢期保健対策の推進
- ⑥児童虐待対策の推進

- I 2 安心してゆとりある子 育てができるために
- ①子育てを支える地域サービス の充実
- ②子育て環境づくりの推進
- ③保育の充実
- ④子育てに伴う経済的支援



OMOの家」(阿佐谷南3 1 21

成壮年期の健康づくりから高齢者の介護や痴呆の予防まで、心と体の健康を保つための施策に取り組みます。また、高齢になっても障害があっても、いきがいとふれあいに満ちた社会生活を送るための条件と環境の整備を図ります。

- II 1 心と体の健康を保つ ために
- ①健康づくり活動の推進
- ②健康を育むまちの環境整備
- ③生活習慣病の予防
- ④心の健康づくり
- ⑤歯科保健医療対策
- ⑥難病対策
- ⑦公害保健対策
- ⑧地域医療体制の充実
- 9介護予防
- ⑩痴呆予防

- 2 いきがいとふれあい に満ちた生活をおく るために
- ①高齢者の活動的な社会生活 の支援
- ②障害者の積極的な社会生活・余暇活動の促進
- ③ユニバーサルデザインの推 進



援助が必要な高齢者や障害者が地域の中で自立して生活できるよう、 多様な支援サービスを提供します。また、要介護の高齢者が安心して適 切な介護保険サービスを受けられるよう、サービスの質と量の充実を図 ります。

- Ⅲ 1 高齢者が、住み慣れた地域の中で自立して暮らせるために
- ①日常生活援助サービスの充実
- ②自立生活可能な住まいの確保
- ③ひとり暮らし高齢者等への支援
- ④痴呆性高齢者の支援
- 2 適切な介護保険サービスが受けられるために
- ①介護サービス基盤の整備 ②介護サービスの質の向上
- ③介護相談と情報提供の充実
- ④家族介護者の援助の充実
- ⑤区民意見の反映
- Ⅲ 3 障害のある人が、地域でより自立 して生活できるために ——
- ①日常生活の支援
- ②当事者活動の支援
- ③多様な居住の確保
- ④地域生活支援の基盤づくり
- ⑤就労の促進・雇用の拡大



平成14(2002)年10月11日(金曜日)

防に力を入れるとともに、 目標は、寝たきりなどの予 介護保険事業の基本的な

保険事業を進めていきま

や事業者に提供します。

局齢者の自立支援

理念は、人権擁護を前提と した「高齢者の自立支援」 区の介護保険事業の基本

るような生活の質の維持・ も高齢者自身の希望が尊重 向上を目指した支援」を行 介護を要する状態になって 自立した生活が送れ

援」を基本理念として介護 っていくことです。 区は、「高齢者の自立支 モデルを作成し、被保険者

かした介護保険事業 のために 杉並らしさ」を生

護度別の介護サービス提供 るように、杉並独自の要介 にとって最も適した介護サ ビスを受けることができ 区民一人ひとりが、本人



ビスは区の一

ら、当面区も引き続き事業 難なケー スもあることか

者として実施します。

せず、必要なサ

となるため実施 の保険料の負担 第一号被保険者 その費用が全額 健福祉事業は、 護教室などの保

特別給付、 象サービスの見込み量、必要とされる事業費 のほか、 主に次の見直しを行っています。

基本理念など

は現行計画を踏襲し、

介護給付対象サー

ピスの見込み量や、

介護保険事業運営の基本となる計画です。

介護保険事業計画は、介護給付対象サービスや介護保険の事業費の見込みを明らかにするなど、

区民や学識経験者などで構成する介護保険運営協議会の意見を聴きなが

介護保険の円滑な運営に必要な事業などの見直しを

今回の改定 (15年度~19年度) では、

区の事業者としての

移送サービス、介護用品

別給付、家族介 の支給などの特 今後、新たに提供することとなる介護給付対

◎改定のポイント

託先である社会福祉法人等 介護 (区立高齢者在宅サー 護老人ホーム) および通所 による自主運営を目指しま ビスセンター)は、現行委 人所生活介護 (区立特別養 介護老人福祉施設、

いきます。

次の取り組

みなどを進めて

取り組んで

いきます。

今回の改

定では、新たに

①介護サー

ビス事業者の自

(ケア24) ②在宅介護支援センター 主的な協議 を支援しま <u>ਝ</u> 増やし、相談に 会の設立・運営 もに、各種保健 を一三カ所から スが受けられる

(ケアプラン作成)は、困 また、居宅介護支援事業

> 円滑な運 宮のために

増進、 険者の権利 スの質の向 協議会の運 理、相談・情報提供などに メントの充 ため、区は、 自立 の擁護と苦情処 営、ケアマネジ の円滑な運営の への支援、被保 介護保険運営 健康の保持 介護サービ 実施し、 す。

質の向上に努めま

④介護者への支援として、 護経験者が訪問するなど介 か、 介護教室などを開催するほ 痴呆高齢者の家族に介

め ⑤判断能力が不十分なた 護者への支援策を検討しま 介護サー ビスなどの利

みを支援します。また、痴価、利用者評価への取り組のため、事業者の第三者評 呆介護ヘルパー 研修などを ③介護サービスの質の向 よう支援します。

だれもが参加し、互いに支え あうまちをつくる

支えあいの輪を広げるために人材の養成やさまざまな地域活動を支 援するとともに、良質で多様なサービスの選択・利用を可能とする仕 組みづくりを進めます。

- 支えあいの輪を広げる ために
- ①地域福祉活動を推進する人材 の養成と活動支援
- ②多様な地域活動との連携の仕 組みづくり
- 良質で多様なサービス 2 の選択・利用を可能に するために
- ①利用者保護の推進
- ②サービス評価・公開の促進と 質の向上
- ③福祉サービスの利用促進

副児が半寿 (81歳) のお祝いに家庭を



安心・安全な生活が守られる まちをつくる

家庭内暴力や虐待の問題への取組み、生活困窮者への対応など、セ ーフティネット機能の充実を図ります。また、食や暮らしの安全確保、 区民の生命と健康を脅かす健康危機への備えなどを強化します。

- 一人ひとりの尊厳が重 視されるために
- ①児童虐待対策の推進
- ②ドメスティックバイオレンス 対策の充実
- ③高齢者虐待等相談体制の充実
- ④生活困窮者支援の充実
- ⑤路上生活者自立援助
- 安全な暮らしを守るた めに
- ①食の安全確保
- ②暮らしの安全確保
- ③医薬品や毒劇物等の安全確保
- ④医療機関の質の確保
- ⑤危機管理対策の充実
- ⑥感染症予防対策の充実
- ⑦動物の愛護と衛生確保

健康都市づくりを持続的に発 展させるまちをつくる

区民の参画と協働や施策の評価・公開などにより、保健福祉計画を 着実に推進し、区民とともに健康都市づくりを進める体制を整備しま す。また、部門間連携や地域展開を強化し、健康都市づくりの具体化 を図ります。



- ①区民の参画・協働の推進
- ②評価と情報公開の推進
- ③部門間連携の強化と地域 展開

援センターが支援します。 用に際し、援助が必要な人 に対して、福祉サービス支 計画案の内容は、4 面

率は16・9%です。 さらに増加し、そのうち乃 は、五一万九六九二人、第 号被保険者 (65歳以上) 第一号被保険者は、 八万七九九一人、

などは、表1のとおり見込

区分(単位)

第二号被保険者数

第一号被保険者数

(65歳以上)(人)

要介護等認定者数(人)

居宅サービス対象者

施設サービス対象者

65歳以上人口比

高齢化率

数(人)

数(人)

備をすすめます。

なお、目標量は、

今後

区内の医療機関に対し、 介護療養型医療施設

整備などに関する都の介護 利用実績などの結果や施設 を行い、区内に一定数の整 画に基づき、建設助成など

> する目標を設定してい 以上人口の3・2%に供給

老人保健施設

は、19年度において、

65

施設サービスについ

都の介護保険事業支援計

整備をすすめます。

介護老人福祉施設・介護

区は、新型ケアハウスの

特定施設入所者生活介護

(40歳以上65歳未満)

人 口(人)

んでいます。

区の高齢化等の現状

けていましたが、10年以降 以降平成9年まで減少を続 区の総人口は、 昭和50年

口に対する割合は、11・1 万七一八人で、65歳以上人 12・2%となっていま

15年度

521,959

163 253

93 ,945

18.0%

13,130

14 .0%

10,639

2 ,491

事業期間中における被保 要介護等認定者数

基本台帳等による総人口

14年1月1日時点の住民

加しています。

は、わずかずつですが、増

は九五二六人、13年度は一 被保険者の人数が、12年度 歳以上の後期高齢者の大幅 要介護等認定者は、 な増加が見込まれます。 介護保険の利用者となる 第一号

計画期間における人口推計など

17年度

164 049

97 ,744

18.7%

14 ,025

14 3%

11 ,063

2,962

ج

建設助成を行い、民間企

16年度

521,700

163 ,651

95 ,844

18 4%

13 580

14 2%

10,906

2 ,674

.7年度と12年度に実施した国勢調査の人口数を用いて各年度10月1日現在で推計しま した。2.上記の人数には、住所地特例者627人を含みます。3.要介護等認定者数は、 平成14年7月末日の要介護等認定者数と65歳以上人口の比率をもとに推計しました。

> 区営住宅に整備をすすめま とともに、区は都営住宅、 業へ整備の働きかけを行う

18年度

519,639

164 896

99 382

19.1%

14 501

14.6%

11 484

3 ,017

19年度

101 ,020

19 5%

14,975

14.8%

11,742

3 233

高齢化および計画期 おける人口推計など

1

介護保険事業計画 (素案)の主な内容



阿佐谷北ふれあいの家にて(阿佐谷北1 2

今後も多様な事業者が参

を図ります。

◎主なサー

ピスの確

をすすめ、訪問看護サービ

2

介護給付等対象サー

ビス

びその確保のための方策

種類ごとの見込みおよ

入するよう民間事業者へ働

介護支援専門員 (ケアマ

ネジャー) と医師との連携

テーション 問介護員への研修など、人 きかけを行うとともに、 材育成のための方策をとり 訪問看護・訪問リハビリ 訪

備されているといえます 有施設の活用による施設の 整備をすすめます。 が、必要に応じ、既存の区 通所介護 短期入所生活介護・ 現状では、供給基盤が整

区内に介護老人福祉施設

ティ) 人所療養介護 (ショートス

ど拡充に努めます。 護老人保健施設を整備する (特別養護老人ホーム)、介 一定数を確保するな ます。 事業参入の働きかけを行い

ピスの目標量 介護給付等対象サ

(痴呆性高齢者グループホ

痴呆対応型共同生活介護

を10%としています。 生活介護を除いて、19年度 供給率は、痴呆対応型共同 況、事業者参入動向などか のとし、利用意向、 者の8%の方が利用するも は、19年度に要介護等認定 ら目標量を設定しました。 居宅サービスについ 利用状

介護保険

『の見込みは、一度から17年度

3のとおり での事業費 となる15年

です。

度になる 料基準月 ていきま を基にし に保険料: 〇円から 一号被保証 この事 が領は、三二〇八額は、三二〇 て、今後さらず業費の見込み と見込んでい 三五〇〇円程 すが、 計を精査し 区の第

から17年度まの算定の基礎 表 表 3 介護保険の事業費の見込み 単位:億円 15年度 16年度 17年度 X 分 居宅サービス費用 121 127 132 施設サービス費用 105 114 126 226 241 258 台

計 (注)1. 国のワークシートに基づき算出した事業費の見込 みであり、今後、介護報酬や支給限度額等が決まった 段階で変動します。2.居宅サービス費には、福祉用 具購入費、住宅改修、高額介護サービス費および第2号 被保険者に係るサービス費用が含まれています。

護

保険事業支 などを踏まえ、 援計画との調整 最終的に定

表 2) 7 いくこととなり

ます。

表 2 サービスの給付実績と目標量

療系事業者に働きかけを行 るようにします。また、医 スが適切な機会に実施され

サービス提供量の増加

〇居宅サービス								
サービス名	(出位)	13年度	サービスの目標量(提供量)					
リーに入台	(単位)	給付実績	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
訪問介護	(回/週)	25 ,249	31 ,928	32 ,995	33 ,806	35 ,666	37 ,029	
訪問入浴介護	(回/週)	628	779	814	836	910	961	
訪問看護	(回/週)	977	1 252	1 ,312	1 ,360	1 <i>4</i> 73	1 ,560	
訪問リハビリテーシ	/ョン(回/週)	45	55	80	108	149	192	
居宅療養管理指導	(人/月)	1 ,420	2 597	2 ,706	2 ,799	2 ,962	3 ,092	
通所介護、通所リ/		3 ,637	4 862	5 ,034	5 .164	5 444	5 ,645	
ン	(回/週)	0 ,00 .	. , , , ,		0 7.0.	, , , , ,	0 10 .0	
短期入所生活介護、		2 ,822	3 ,748	4 258	4 ,754	5 ,464	6 ,133	
介護	(週/6月)	•	·		·		·	
痴呆対応型共同生活	5介護(人/月)	18	43	61	70	70	70	
特定施設入所者生活	5介護(人/月)	241	331	381	411	461	491	
福祉用具貸与	(件)	5 ,690						
福祉用具貸与	(人/月)		2 ,939	3 ,051	3 ,143	3 ,313	3 ,445	
居宅介護支援	(人/月)	6 ,448	7 ,542	7 ,817	8 ,041	8 ,464	8 ,790	

福祉用具貸与は、13年度は各用具の利用件数を、15年度以降は利用者数を記載しています。

○施設サービス

し旭成り一とス													
サービス名(単位)		13年度	サービスの目標量(提供量)										
		給付実績	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度						
介護老人福祉施設	(人)	1 ,264	1 ,542	1 ,612	1 ,671	1 ,686	1 ,762						
介護老人保健施設	(人)	479	553	573	705	735	865						
介護療養型医療施設	(人)	210	396	489	586	596	606						
合 計		1 ,953	2 <i>4</i> 91	2 ,674	2 ,962	3 ,017	3 233						
65歳以上人口比		2.2%	2.7%	2.8%	3 .0%	3 .0%	3 2%						